

## [事案 30-297] 入院給付金支払請求

・令和元年9月20日 和解成立

### <事案の概要>

1 入院あたりの支払限度を超えることを理由に入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

肺炎により入院したため、平成26年6月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、本入院は以前の脳出血による入院と合わせて1回の入院とみなされ、1回の入院についての入院給付金の支払限度（120日）まで支払っていることを理由として支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1)肺炎と脳出血を医学上重要な関係があるというのは給付金を支払わないための強引な論理である。

(2)約款の規定にある「医学上重要な関係」という言葉は、抽象的であり、曖昧な表現である。

「医学上重要な関係」として、すべてのケースを1つ1つ約款に明記すべきである。

(3)他社では同じ契約内容でありながら、肺炎と脳出血は別疾病と判断して速やかに給付金を支払っている。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人の以前の入院は脳出血によるものであり、本入院の診断名である肺炎についても、脳出血によりもたらされたといえ、医学上重要な関係がある。

(2)以前の入院および本入院は1回の入院とみなされ、1回の入院の支払限度120日は既に経過している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の疾病の状況等を把握するため、申立人配偶者に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。なお、申立人は、ほぼ会話ができない状態とのことであったので、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金全額の支払いは認められないものの、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)脳出血をおこした患者が後に肺炎に罹患した場合のすべてについて、肺炎の原因が脳出血にあるとまではいえず、脳出血の程度、症状経過、患者の年齢や障害の程度等により判断されるものとする。

(2)以前の入院の退院日から本入院までに相当の期間が空いており、以前の入院の退院後もトラブルもなく病院外で生活ができていたとすれば、本入院の直接の原因となった肺炎と以前の入院の原因である脳出血とが医学上重要な関係になかった可能性は否定できない。